

第2回臨時委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（森川委員）

教 育 長) ここでお諮りいたします。

第2号議案「令和6年度芦屋市義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について」ですが、その提案内容に、教科用図書の採択に係る事務を行う個人名が掲載されており、公開で審議することにより、公正公平な選定作業が損なわれる恐れがあり、意思形成過程の情報と位置付くものであるため非公開で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めそのように決定いたします。

あわせて、審議の順番ですが、傍聴者は退席することになりますので、本臨時会の後半に審議を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めそのように決定いたします。

教 育 長) また、第1号議案「令和7年度使用芦屋市立義務教育諸学校教科用図書の採択に関する基本方針（案）について」ですが、第2号議案の内容と関連したものとなっておりますので、専決報告の審議後に審議したいと思います。御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、日程第2の専決報告第2号から第11号

が終了した後、日程第１の第１号議案を公開で行い、最後に第２号議案を非公開で行うことと決定いたします。

教 育 長) それでは、審議に入ります。

はじめに、日程第２、専決報告第２号「芦屋市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

教 職 員 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

最初に、協議資料を御説明いただいた後、専決報告第２号の御説明いただきましたが、このことについて質疑はございませんか。

極 楽 地 委 員) 質問ではなくて、意見になります。まず今回、移管に伴いまして事務分掌が変わることで、本当に年度末以前から、手続、事務処理のほう、お疲れさまでございました。こちら、こういった組織改正などに伴う事務手続作業については、これで一旦はめどが立っている状態よろしいでしょうか。

教 職 員 課 長) 組織改正に伴います例規等の改正については、順次、チェックをかけながら進めているところで、ほぼ今回、上げさせていただいたものが主の部分、以上で終わるところでございます。

極 楽 地 委 員) 以前から市長部局の移管後の連携について、何度か協議会や総合教育会議でもお伝えさせていただいたかと思いますが、今回、市長部局の国際文化推進室長が社会教育推進担当課長として入られると思いますけど、併任ということがすごく私は気になっておりまして。

私のイメージでは、マンパワーは必要だという認識をしていたのですが、室長、課長のお互いの併任というのは大変なのは、と気になっています。連携という言葉は簡単に使っているんですが、より密な、本当の実効性のあるリアルな連携を、そこだけはぜひ、意識を皆さんで持っていただければありがたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

管 理 課 長) その連携について、4月以降に教育委員会の社会教育推進課と市長部局の国際文化推進課で連絡調整会議を立ち上げることで、部長も含めて、月に1回、連絡調整会議を開いて、今後の連携について話し合っていこうということで、基本的には調整会議の中で、教育委員会に御報告する事案であったり、協議する内容については整理させていただきたいと考えております。

極 楽 地 委 員) ありがとうございます。安心いたしました。

本当に、属人化してしまうことが私は怖いので、関わられる皆さんがそれぞれ主体的に関わっていただいて、できるだけコンセンサスを得ながら、また業務の平準化を進めていただくとところが大事ななとはいつも思っておりますので。よろしくお願いいたします。

もう1点、これも意見です。議案とは外れてしまうかもしれませんが、以前から協議会などでも指摘させていただいていた今回の行政職給料表が変わること、それが、やっぱり気になっています。課長級の皆様、言い方が合っているか分かりませんが、生涯年収が下がると議会等々でも聞いておりまして、職員の皆様、一番要となる課長級以上の方々のパフォーマンスとモチベーションを、私はすごくその辺を支えたいなと。何もで

きないとは思いますが、すごく心苦しいなとは思っています。

皆さん、頑張っていたきたいという思いでしかございません。

そのことを、市民の方や多くの方が知ることによって、それでも芦屋のために頑張ってくださっていることを、それを行政の方々は言えないと思いますが、どうにか伝えればよいなと思っております。皆さんで、応援していきたいと思えます。よろしく願いいたします。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第2号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次に、専決報告第3号「芦屋市教育委員会事務局職務権限規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

教 職 員 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

極 楽 地 委 員) 役職定年後で、先ほど主席主査の役職が5級ということで伺いました。役職定年後の60歳から65歳がなられるということでしょうか。

教 職 員 課 長) こちらにつきましては、現在、経過措置中の状況でして、制度が最終的になったときには、60歳になりましたら役職定

年しまして、65歳まで主席主査のポジションになれるような、最終、その形態になります。

ただ、現在は定年が段階的に延びている時期ですので、今年度につきましては61歳が定年になっていますので、1年間、主席主査でおられる形になります。これは段階的に62、63、64と延びていく形で、最終65まで延びる形になります。

極楽地委員) 将来的には、65歳定年になるので、役職定年後はこの役職になるという認識ですね、分かりました。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第3号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次に、専決報告第4号「参事・主幹及び主査の分掌事務を定める規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

教 職 員 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

1点、「訓令」という言葉がありますが、その前の議案でしたら「規則」という言葉で、このたびは「訓令」「規程」という感じで。もう1つ細かいという解釈が「訓令」でよろしいで

すか。

教職員課長） 「訓令」という形ですが、これも定めます形式が「規則」と「訓令」と違う形になっています。「訓令」は、執行機関が指揮監督を行う行政機関であったり、職員に対して発する命令になります。ですから、あくまで行政内部での意思決定として職員を拘束するものになりますので、行政外部への影響は与えることはできないもので、その規程する中身によって「訓令」だったり、「規則」であったりは使い分けして、定めているところでございます。

教 育 長 ） 内部に対してのということです。他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第4号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ） 次に、専決報告第5号「芦屋市教育委員会所管の職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

教職員課長） 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ） 説明が終わりました。質疑はございませんか。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第5号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次に、専決報告第6号「部付、室付及び課付の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。
提案説明を求めます。

教 職 員 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

森 川 委 員) 「部付」「室付」「課付」は、部・室・課における特別な職を行わせる必要があるときに設置されるものですね。この規則を見ますと。実際に、今、現時点で設置されているものはありますか。

教 職 員 課 長) 現時点では設置はございません。

管 理 課 長) 教育委員会では設置はございませんが、市長部局では設置しているところはございます。

森 川 委 員) 教育委員会で今後設置するような場面として、どういう場合が想定されますか。

教 職 員 課 長) 実際に配置を行う場合で想定されるのは、何か特定の業務が出てきたときですが、今現在、特定の業務を担当させる場合、例えば課長級であれば「主幹」で配置する形が主なやり方でやっており、「室付」という形での配置は原則はしないことにな

っています。

というのは、「室付」という形での配置を行った場合には、管理職手当の支給対象にはならない形になりますので、主幹の場合には管理職手当の支給対象になるので、配置によって給料面の処遇に差が出るところに課題があることから、そういう面でも活用はしていないところです。

先ほども申し上げましたように、例えば心身の不調であったりという中で、一定、その者を管理職ポストにそのままつけておく状況が難しい状態になって、一定、人事上の配慮が必要な場合に、一定期間だけ、その方をそういうポストに移す形で、管理職という重圧から離れて回復ができる中で、そういうポストを利用したりということは、人事上のやり方としては過去もやった事例はございます。

極楽地委員） この議案の質問とは離れてしまうかもしれませんが、トータルで、基本的なことをお伺いしたいです。例えば、学校教育室の職員の皆様は、兵庫県の教職の先生方が一旦県を退職なさって、芦屋の行政職になられていると認識はしてますが、その場合、今回の行政職給料表の８級制が適用される認識でよろしいでしょうか。

教職員課長） 今、委員がおっしゃられている部分は指導主事で来られている学校の先生方になると思いますが、芦屋の場合、事務局に配置する際も、その場合、教育職という形で、教育職としての配置をしています。教育職給料表の適用を行ってやっているところです。

ですから、行政職給料表の８級制の中での適用、この給料表

の適用ではございません。

極 楽 地 委 員) 別の教育職の等級があるということですか。

教 職 員 課 長) そうですね。これは県の基準と合わせた給料表がありまして、やはり県の給料表の体系の中で、ずっと今まで勤務されている状態なので、それを受け入れるに当たっては、県の給料表に近い教育職給料表を使って受けたほうがスムーズであるということで、そのような対応をしております。

極 楽 地 委 員) 初めて知りました、ありがとうございます。今、給特法の問題などいろいろ上がってきておりますが、先生方の待遇、県の役職など、以前よりすごく気になっていきます。例えば、災害や何か有事があった際に出勤しても、芦屋の行政の方と出るお金が違うとお聞きしたこともあり、その辺りは何とかならないかなと以前から思っております。

できるだけ先生方の待遇面、働き方改革につなげるためにも、その辺りを芦屋市としてはしっかりと考えて、学校現場の先生方、職員の皆様と考えていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

管 理 課 長) 給料表でいいますと、幼稚園教諭については教育職の給料表を使っていますので、8級制の影響は今回ございません。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第6号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ） 次 に、専決報告第7号「芦屋市立青少年愛護センター処務規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。
提案説明を求めます。

教 職 員 課 長 ） 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ） 説明が終わりました。質疑はございませんか。

今、愛護センターは所長と主査と一般の方で、3名体制ですか。

教 職 員 課 長 ） そうです。今現在、所長と主査が事務取扱となっています。

教 育 長 ） 所長と主査が事務取。所長が事務取をしているということですか。

教 職 員 課 長 ） そうです、主査事務取扱をしています。

教 育 長 ） 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第7号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ） 次 に、専決報告第8号「芦屋市青少年問題協議会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。
提案説明を求めます。

青少年愛護センター所長） 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

極 楽 地 委 員) 今回、田嶋室長から山本参事に代わられたと思いますが、
そちらは青少年愛護センターが社会教育室から学校教育室に移
管されたことに伴って、役職に対する割当てという認識でよろ
しいでしょうか。

青少年愛護センター所長) そのとおりでございます。

極 楽 地 委 員) では、今後は学校教育室の参事の役職に対して、毎年引き
継がれるということで、承知いたしました。

教 育 長) この協議会の委員などは、年齢に制限はなしでよかったで
すか。

管 理 課 長) 基本的に附属機関につきましては、70歳という方針がご
ざいます。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第8号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次に、専決報告第9号「芦屋市立青少年愛護センター運営
連絡会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。

提案説明を求めます。

青少年愛護センター所長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第9号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ） 次 に、専決報告第10号「芦屋市放課後子どもプラン運営
委員会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。

提案説明を求めます。

社会教育推進課長） 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ） 説明が終わりました。質疑はございませんか。

極 楽 地 委 員 ） ほかの市から委嘱された委員会全般ですが、最長で10年
とお伺いしてしまして、放課後子どもプラン運営委員会もその
適用と認識しておりますが、こちらで間違いないでしょうか。

社会教育推進課長） そのとおりでございます。

極 楽 地 委 員 ） 各委員のかたには本当に長くしてくださってしまして、も
っと長くしていただきたいなということもありますが。どの組
織もそうだと思いますけど、属人化し過ぎないで、新しいいろ
いろな声をいただくことも大切だと思います。委員会の協議に
よっていろいろなお声が届くこと、安心しております。

P T Aさんなどは、もしかすると毎年ご担当が代わられるか
もしれないですが、長くいらっしゃるところに新しく入られた
方はなかなか意見をしにくいことが、どの委員会もあるかなと
思います。均等にお声を聞く形で、会議中に順番に意見をいた

だくなど工夫いただくと発言しやすいかなと思います。ほかの委員会含めて、会の進め方にご配慮をお願いできればと思っております。よろしくお願いいたします。

教 育 長) たしか、私もこの委員でいたときでいけば、学校運営協議会を学校評議員会から移行していくところで、放課後子どもプランの運営委員会から学校運営協議会について説明をいただきたいということで、過去に、多分、議事録がアップされていると思いますので、それを御説明を差し上げた経緯が2年ぐらい前にございます。

その中で、委員のかたの中には、もともとそれぞれ学校の評議員会、今年から本格実施ですが、学校評議員になられている方の可能性が高いかなと思います。また、そういうお話が出てこようかと思っていまして、実は、学校運営協議会は学校を起点にして回している組織で、地域で集まっている組織であって、別で地域協働学校本部が、社会教育から言われている分の地域が主体の組織があります。この組織と学校運営協議会が連携してやっていきましょうという流れがありまして、当時の流れでいくと、その地域が主体となる地域協働学校本部は、組合の言い方ですが、そこと読み替えたような形が、放課後子どもプラン運営委員会が、割とそこと同じような機能という認識だったので。では、学校運営協議会とどう連携を取っていきましょうかということで、少しその御説明を差し上げた経緯があります。

そこは、それこそ横で、社会教育推進課と学校教育課が担当していますので、学校教育課と学校が連携を取っていかれるとスムーズかなと思います。その辺は、尾上課長とか井岡校長は

よく御存じですので、連携取っていただけたらと思います。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第10号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ） 次 に、専決報告第11号「芦屋市いじめ問題対策審議会委員の委嘱について」を議題とします。

提案説明を求めます。

学校支援課長） 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ） 説明が終わりました。質疑はございませんか。

河 盛 委 員 ） 今回は、4名でやるということでよろしいでしょうか。

学校支援課長） これまで5名でしていたんですが、社会福祉の関連で御活躍いただいていた木下委員が、今回、事情により委員を引き受けることができないという回答をいただいております。取り急ぎ、今回、定例の審議会も早急に行う必要がございましたので、4名で今回は委員を構成させていただきたく思います。

ただ、今、同時並行で、福祉関連であったり、他市町でそういった対応の経験のある方を、今、いろいろな関係者を当たって探しているところでして、それが決定しましたら、新しく事務局としても1名追加して、委員を構成したいと考えております。

河 盛 委 員) いじめ問題は、いじめ問題対策連絡協議会といじめ問題対策審議会といじめ問題調査委員会と3つあるわけですが、それぞれの役割ですよ。対策連絡協議会は、これを読むと、いじめの防止などについて協議をするということで、個々のいじめについて検討するわけではないですか。

学校支援課長) 大きな方針の協議になります。

河 盛 委 員) 個々のいじめについてはしていないですね。

学校支援課長) はい。5月末に、今、日程を調整中ですが、行う予定にしております。

河 盛 委 員) 調査委員会は、1つの事案について1つでつくるということでよろしいですか。

学校支援課長) 審議会のメンバーに、通常であれば教育委員会主体という調査組織になった場合には、そちらに諮問をしまして、会長が専門部会を立ち上げる形になります。

このメンバーが中心にはなるんですが、今回の事案において、例えばこういった調査をしたいからということで、特別委員を任命することもございますので、そこで今の4名に加えて、特別委員も含めて専門部会が組織される場合も想定はしております。

教 育 長) 補足をしますと、いじめ問題審議会の中の調査がございまして、いじめ問題調査委員会は、市長部局の再調査が、ここで言ういじめ問題調査委員会でございます。

河 盛 委 員) これは別ですか。

教 育 長) はい、そうです。いじめ問題対策審議会は教育委員会が主体となっていて、その調査。まだ、その段階でございます。

して、全部、どの案件も。もし、調査するにしても。それが少し、いわゆる調査の内容に疑義があったり、もう1回、再調査をお願いしたい場合に、いじめ問題調査委員会に再調査になる。

教育委員会主体のものと、市長部局主体のものがございまして。教育委員会主体のものは、いじめ問題対策審議会の中で全部そちらで取り扱っております。

極楽地委員) 市長部局の芦屋市いじめ問題調査委員会はゼロ件で認識していきまして、いじめ問題対策審議会は学校主体の調査と、市教委主体の調査があると認識しておりますがいかがですか。

教 育 長) そうです。

極楽地委員) 市教委と学校が相談をして、どちらが主体で調査するかを話し合いでされるということですか。

学校支援課長) そうですね。基本的には、子どもたちは校長・教頭含めた学校の先生が関係をしています。ただ、学校の先生がよく知っていていらっしゃったとしても、そこには専門的な知見を持った方が追加で入られて、学校主体のメンバーで組織していく部分が、まずは第一段階なのかなと思います。

ただ、そこでなく、いろいろな判断の中で、学校が抜けた状態の、様々な専門家で構成されるチームで調査を進めたほうがいいと判断された場合は、調査を立ち上げていく形で考えているところです。

極楽地委員) 例えば、先ほど教育長が言われたように、各学校運営協議会の中に、弁護士の先生に入っていてということも各学校がされていますので、そういったところで学校主体の調査で、市教委よりもトーンを下げた状態のものが、逆に相談を保護者

もしやすいかと思います。ケース・バイ・ケースだと思いますが、いろいろなことが想定されて、難しいなと思いながらも、できるだけ穏やかに、スムーズに行けばいいなと思っています。

学校支援課長） 分かりました。

教 育 長 ） 学校運営協議会の中に、委員さんで弁護士の方とかいらっしやれば、調査という前に、個人情報に配慮しながら法的な視点でご相談をされるのも一案かとは思いますが。この視点で相手さんとお話しされるといいですよとか、法的な面からのアドバイスをいただければ、一番いい形です。学校の中で、地域と一緒に子どもたちの成長を考えることにもなりますからね。

極 楽 地 委 員 ） 重大化する前にですね。

教 育 長 ） そうです。

極 楽 地 委 員 ） ありがとうございます。

教 育 長 ） そうですね。なかなかアップできない部分がございますので。

極 楽 地 委 員 ） もう 1 点、質問です。いじめ問題対策連絡協議会ですが、まだこれから会があると思うのですが、委員の構成について議案で上がってくる形でしょうか。

学校支援課長） こども政策課から依頼されているものになりますので、そちらの組織になるのではないかと思います。

教 育 長 ） いじめ問題対策連絡協議会は、市長部局主体になってきます。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第11号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ） 次に、日程第1、第1号議案「令和7年度使用芦屋市立義務教育諸学校教科用図書の採択に関する基本方針（案）について」を議題とします。

提案説明を求めます。

保健安全・特別支援教育課長） 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ） 説明が終わりました。質疑はございませんか。

森 川 委 員 ） 基本方針の3ページに3番、教科用図書の採択の公正確保のお話し、最後に御説明いただきました。この点、具体的な対策というか措置としてはどういったことがあるのか、教えていただけたらと思います。

保健安全・特別支援教育課長） 1つ目、選定委員会、専門委員会ともに、これを引き受けていただく段階で、これに関しては教科書会社であるとか、周りからの誘惑であったり、そういうものがありますので、必ずこれに関しては、絶対に口外しないことで、それを必ずおつけして、委員を引き受けていただいていることと、これに関しては、社員も含めて、特に教科書会社等については、一切接しないように十分声かけをして秘密を守っていただくことと、またこの専門委員を選定するに当たって、教科書をつくるときに、実際にそういうものに携わっている方については、最初から外す形で委員を選定させていただくというふうには進めております。

森 川 委 員) 委員に選ばれたことを口外しない、そういうお話ですね。

保健安全・特別支援教育課長) そうですね。

森 川 委 員) 分かりました。

保健安全・特別支援教育課長) それは前もって、公正にやりますので、必ず口外しないような形でお願いしますということは、それは学校の先生含めて、今回でしたら、この後、任命、案で出していただいた方には、全員、その旨はお伝えしています。

森 川 委 員) 分かりました。

三 宅 委 員) 教科書を選定する調査を行うとありますけど、この調査の基準や、どんなふうに議論したかは教えてもらえるんですか。

保健安全・特別支援教育課長) まず、調査の観点をこちらに用意しまして、それに基づいて専門委員の方が教科書を見て、それについて評価のできる点。基本的には悪い点というよりは、ここが評価できるところを上げていっていただく。それをまとめたものを、最終的には皆さんに見ていただいてという形になります。

三 宅 委 員) 分かりました。

教 育 長) 恐らく数か月先に、またお知らせというか報告がありますので。観点も含めて。

極 楽 地 委 員) 昨年度は小学校の、全部の教科用図書が変更で。今年度は中学校の図書すべてかなと思っていたのですが、それで認識、大丈夫でしょうか。

保健安全・特別支援教育課長) 合っております。

森 川 委 員) 新聞報道で教科書検定の結果についての報道を見たところ、QRコードが大変増えたという記事や、QRコードのチェックまでは文科省としても十分できてないようなコメント、各市町

村の教育委員会などに任されるような記事を読んできになって
います。今回の専門委員の方に係る負担が、その辺りまで調査
されるとなるとかなり増えるのかなと思いますけど、その点は
いかがでしょうか。

保健安全・特別支援教育課長)

昨年も、小学校ではQRコードがすごく増えたところです。
実際に見ている中で、ある程度傾向はありまして、例えば教科
書で、英語であれば各ページにQRがついていて、それはQR
を読めばそのページを音声で流してくれるとか、そういうイメ
ージです。国語であれば、QRを見れば、音読であれば音読し
てくれる。下側に用語の解説とか、そういったもので、詳しく
図鑑的な形で出してくれる教科書もあれば、中には正直、その
写真だけがぽんとあって。

各教科書会社で扱いは非常に似ているので、似ているとい
うか、それぞれポイントがあるので、全部が全部、QRを取る
必要はないですが、どういう感じでQRを活用しているか、幾
つか見れば検討できます。そういう形で皆さん、昨年も含めて、
検討していただくような形になるかと思います。

社会科なども結構、NHK for Schoolに飛んでいくような
QRがついているところもあります。本当に資料的に、この事
実がこうですという簡単な絵がポンと出るような場合もありま
した。それは、本当に教科書会社がどのような形でやっている
か、傾向はある程度、幾つか見れば分かる形になります。

森 川 委 員)

その辺りも含めて調査結果として、また、御報告いただけ
るところで。

保健安全・特別支援教育課長)

QRにつきましては、去年から1つのポイントになっていま

すので、その活用についても、観点の中には入れさせていただいています。

森 川 委 員) 分かりました。

三 宅 委 員) 専門委員会があつて、またその上で選定委員会。専門委員会の人がいて、その後で。

保健安全・特別支援教育課長) 選定委員会がありまして、選定委員会が専門委員を指名して、専門委員が調査したことを、まず選定委員に報告。そこで内容や、その観点の部分がどうであるかをきちんと精査した上で、最終的に、教育委員さんに提出させていただいて、教育委員さんで最終決定していただく流れになります。

三 宅 委 員) ありがとうございます。

極 楽 地 委 員) 具体的に、中学校の今回、全教科で、何教科ぐらい種類があるのか分かりますか。

保健安全・特別支援教育課長) 16あります。

極 楽 地 委 員) 4年に1回ですか。

保健安全・特別支援教育課長) 4年に1回です。

極 楽 地 委 員) 小学校、中学校それぞれが4年に1回ということですね。
ありがとうございます。

保健安全・特別支援教育課長) 来年、再来年は一般図書のみ予定です。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第 1 号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ） ただいまから非公開で審議いたします。

〈非公開審議〉

〈第 2 号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ） 非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開いたします。

〈非公開審議 終了〉

教 育 長 ） 閉会宣言